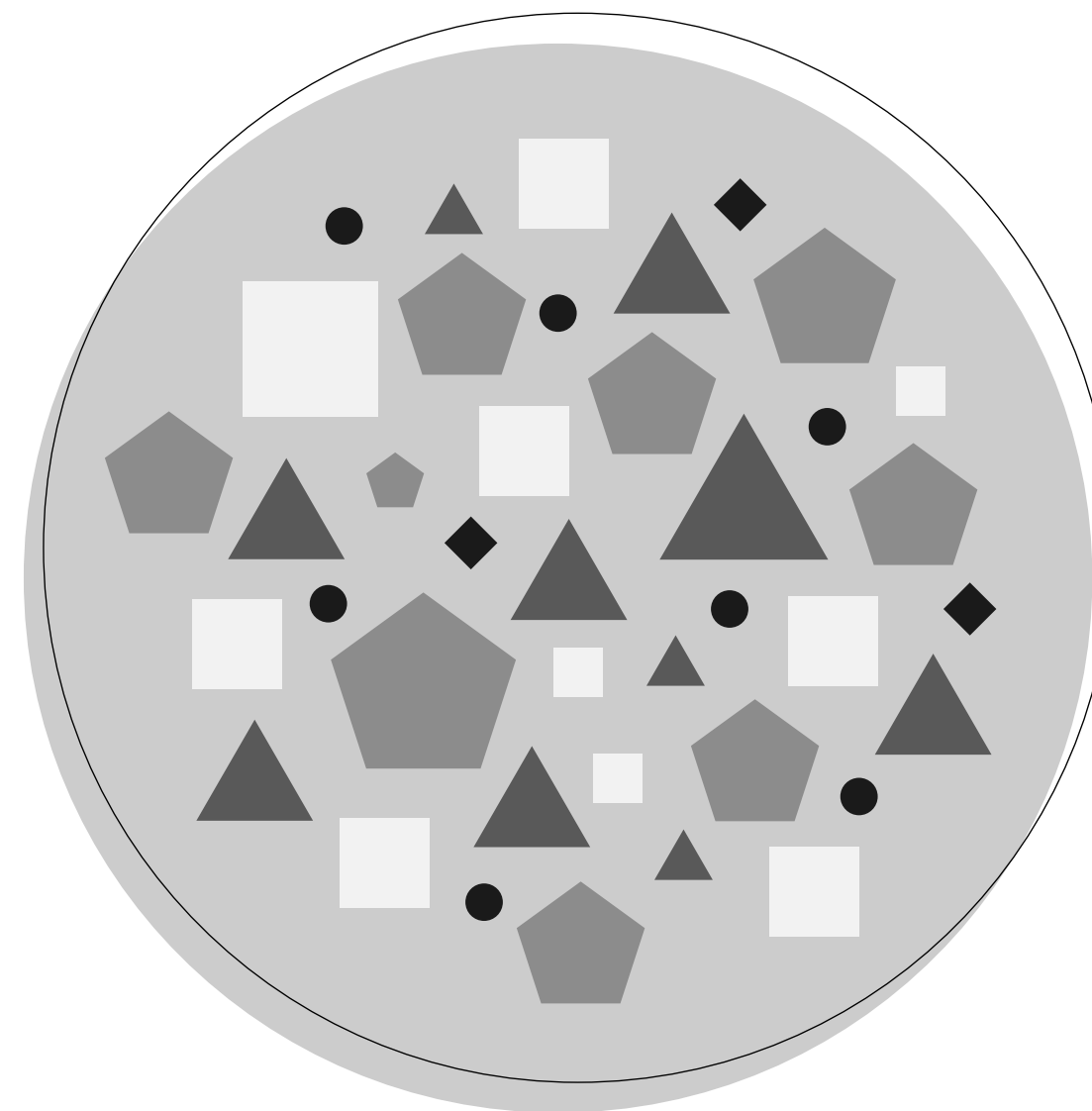
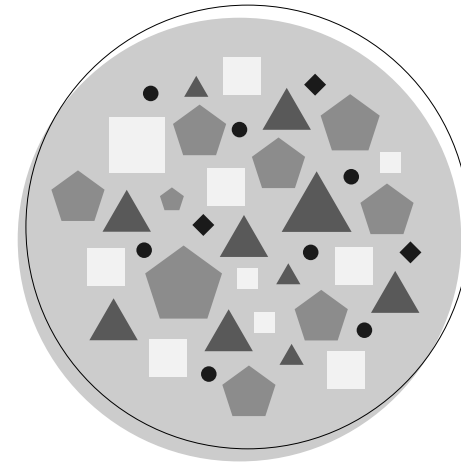


広告調査分類基準

[日本新聞協会方式]



日本新聞協会 広告委員会



広告調査 分類基準(日本新聞協会方式)

各新聞社が読者特性や広告注目率などのデータを、共通の基準に従って作成し、公表していくことが、広告主・広告会社の要請に応え、広告主に新聞媒体を積極的に活用していただく第一歩となります。

「広告調査分類基準」は、当委員会の下部組織である広告調査部会が1995年に策定しました。以降、近年では、広告調査部会が2年おきに見直し作業を実施しており、このたび、第1部「読者特性関連」を中心に部分的な改訂を行いました。改訂は2003年10月以来、4年半ぶりとなります。改訂の詳細は「改訂履歴」をご参照ください。

この「広告調査分類基準」を意味あるものとするためには、各新聞社がこの基準を使用した調査を行い、自社の媒体資料等で公表することが必要です。基準の見直しにあたっては、外部データや新聞各社の保有するデータとかけ離れず、マーケティングデータとして利用価値の高いものとなるよう、各社の事情に合わせて利用していただけるように心掛けています。

新聞広告データの整備、充実、信頼性向上のために、この「広告調査分類基準」をご活用くださるよう、あらためてお願いいたします。

2008年4月 日本新聞協会 広告委員会

■ Contents

『広告調査分類基準』（日本新聞協会方式）使用規約

総則	5
調査概要の明記	6

第1部 読者特性関連 9

1-1. 年齢(年代)	質問文、選択肢、解説と運用	10
1-2. 学歴	質問文、選択肢、解説と運用	12
1-3. 年収(個人・世帯)	質問文、選択肢	13
	解説と運用	14
1-4. 住居形態	質問文、選択肢、解説と運用	15
1-5. 職業	質問文、選択肢	16
	解説と運用	18
	職業の設問例-1	19
	職業の設問例-2	20
読者特性の調査票例(フェースシート)		21

第2部 新聞接触関連 23

2-1. 日付を指定しない新聞接触調査		
	新聞閲読時間	24
	参考)新聞の閲読頻度/閲読程度	25
2-2. 日付を指定した新聞接触調査		
	新聞閲読、広告・記事の注目、精読の調査手順	26
	新聞閲読、面別接触、広告接触の調査手順	26
	日付を指定した新聞接触調査項目の定義と算出方法	28

改訂履歴	29
------	----

「広告調査分類基準」（日本新聞協会方式）使用規約

1

総 則

1. 「広告調査分類基準」（以下、本分類基準）は、新聞広告に関するデータ指標の標準化を図り、広告媒体としての新聞データの整備・充実と信頼性向上に寄与するために、日本新聞協会が制定する。
2. 日本新聞協会加盟各社は、新聞の読者特性や閲読状況、さらに広告効果等を示す際に、本分類を用いた調査・分析・公表を行い、本分類基準の普及および新聞広告のさらなる活性化を図るよう努める。
3. 本分類基準は、あくまで新聞の読者特性や閲読状況、広告効果等を示すために、一般の個人・世帯や読者等を対象に行う調査に適用されるものである。従って、ある特定の年齢層や職業等、対象を限定して行う調査には適用されない。
4. 本分類基準を用いた調査結果を媒体資料等で公表する際は、「日本新聞協会方式」を採用した旨のクレジットを記入する。
一部で特殊な調査項目を組み込み、全項目で本分類基準を採用できなかった場合、採用した項目のみでもクレジットを記入する。
5. 本分類基準で定めた内容とは異なる解釈で調査・分類、または計算式を用いた場合、そのデータ公表にあたっては、「日本新聞協会方式」を採用した旨のクレジット記入を認めない。また、特に新聞・新聞広告の項目に関しては、「新聞閲読率」「面別接触率」「広告注目率」等の指標表示も併せて認めない。
6. 各社は本分類基準の順守に努めなければならないが、これは各社個別の指標開発を妨げるものではない。分類基準に類似する指標を新たに検討する際には、当該社は、新聞協会広告委員会に報告する。広告委員会は総則1をふまえ、これを検討する。
7. 本分類基準は、時代の変化や新聞広告を取り巻く状況等により、適宜、改訂を検討・実施する。また、その作業は日本新聞協会広告委員会が行う。本分類基準が改訂された場合、日本新聞協会は、その改訂内容および施行年月を公表する。

(付則) 調査にあたっては、個人情報保護法にのっとり、調査対象者の権利を守るとともに、特にプライバシーや人権に十分配慮した調査票の作成および実査、データの保護を行わなければならない。

2

調査概要の明記

1. 自社で企画・設計・実施した標本調査の公表

調査結果を公表する場合は、以下に示す項目の「調査概要」を明記する。

なお、「調査目的」については、資料や報告書の前文として記す場合が多いので、「調査概要」として必ずしも明記する必要はない。

(1) 調査対象地域

一般に、個人や世帯であれば居住地を、事業所であればその所在地を明記する。

CLT・ホールテスト等の場合は、テスト会場の設営地域を明記する。

(例)「首都圏40km圏内」「〇〇市内」

(2) 調査対象者

だれに、またはどんなグループ、組織に対して調査を行ったか、調査対象の定義を明記する。

サーベイリサーチの場合は、母集団規定になっていることが必要である。

(例)「調査対象地域に居住する15～69歳までの男女個人」

(3) サンプルング方法(対象者抽出法)

どのような方法で調査対象を選択したかを明記する。

(例)「2段階無作為抽出法」「層化2段抽出法」「エリアサンプリング」

(4) 調査方法

調査対象に対する実査方法(データ収集方法)を具体的に明記する。

(例)「訪問面接法」「郵送法」「電話調査」「インターネット調査」

(5) サンプル数(抽出数)

抽出した標本数(調査対象者数・世帯数等)。

(例)「2,000」

(6) 有効回収数

最終的に回収され、かつ、完全な回答が記入され集計に回した調査票の数。

(例)「1,287(64.4%)」%はサンプル数(2,000)に対する回収率

(7) 調査日・調査期間

実施した日、期間を明記する。

(例)「2003年10月1日」「2003年10月11日～10月24日」

(8) 調査企画・設計(調査主体)

調査の企画・設計をした会社・団体名を明記する。

(例)「〇〇新聞社広告局」「〇〇研究会」

(9) レターヘッド

実査の際、調査対象に対し、調査主催者として明示した会社・団体名。

(例)「〇〇調査社」「〇〇リサーチ」

(10) 実査機関

調査を実施した会社・団体名。

(例)「(株)〇〇調査社」

2. 応募ハガキの集計結果の公表

紙面に掲載したカギ付き広告(懸賞・クイズ・アンケート等の付いた広告)に対する応募ハガキを集計して、反響等を報告書にまとめる場合は、以下に示す項目を明記する。

1. 広告掲載日と朝・夕刊・別刷り等の別
2. 広告掲載範囲(版名)
3. 応募総数
4. 集計対象数
5. 抽出方法
6. 当該紙面(アンケート等の場合は、質問項目部分のみの表示でも可とする)
7. 集計されたデータを公表することについて了解をとっている旨

3. 官公庁統計、業界・団体・調査機関等が公表する一般データの引用

本分類基準とは直接関係ないが、国の機関あるいは地方の公共機関が作成し公表する「官公庁統計」をはじめ、一般の各種団体や調査機関等が公表した調査データを引用する場合は、以下に示す内容を明記する。

1. 官公庁統計を引用する場合は、当該調査の「表題」を明記する。
2. 一般の団体・調査機関等のデータ引用の場合は、当該調査の「調査概要」を転記する。
3. 当該調査データを再加工した場合は、その方法を併せて明記する。

第1部

読者特性関連

新聞広告に関するデータを開発・整備する上での第一歩は、「自分たちの紙面がどのような読者に読まれているのか」を明らかにすることです。ここでは、いわゆるフェイスシート(対象世帯(者)属性をとらえる質問)を組み立てる際の、読者を分類する「物差し」5項目を取り上げました。各項目の選択肢は、一部を除き小分類・中分類・大分類に分け、調査の目的、実施社の事情に合わせて使用できるようにしました。

1-1. 年齢(年代)

1-2. 学歴

1-3. 年収(個人・世帯)

1-4. 住居形態

1-5. 職業

1—1 年 齡 (年代)

■質問文 あなたの満年齢をお知らせください。

■選択肢

小分類	大分類
1. 12～14歳 2. 15～19歳	1. 12～19歳 [12歳以上20歳未満]
3. 20～24歳 4. 25～29歳	2. 20～29歳 [20代] [20歳以上30歳未満]
5. 30～34歳 6. 35～39歳	3. 30～39歳 [30代] [30歳以上40歳未満]
7. 40～44歳 8. 45～49歳	4. 40～49歳 [40代] [40歳以上50歳未満]
9. 50～54歳 10. 55～59歳	5. 50～59歳 [50代] [50歳以上60歳未満]
11. 60～64歳 12. 65～69歳	6. 60～69歳 [60代] [60歳以上70歳未満]
13. 70歳以上	7. 70歳以上 [70歳以上]

■解説と運用

- (1) どの年齢層を対象とするかは実施社の自由とする。
- (2) 選択肢は上記の小分類か大分類のいずれかを選択すること。小分類と大分類の混合は認めない(平均値算出の正確性を期すため)。
- (3) 大分類での選択肢はカッコ内[]の文言を使用しても可。

(4) 小分類の5歳刻みの平均年齢の算出方法は以下の数値を中位数とする。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 12～14歳 = 13.0歳 | 8. 45～49歳 = 47.0歳 |
| 2. 15～19歳 = 17.0歳 | 9. 50～54歳 = 52.0歳 |
| 3. 20～24歳 = 22.0歳 | 10. 55～59歳 = 57.0歳 |
| 4. 25～29歳 = 27.0歳 | 11. 60～64歳 = 62.0歳 |
| 5. 30～34歳 = 32.0歳 | 12. 65～69歳 = 67.0歳 |
| 6. 35～39歳 = 37.0歳 | 13. 70歳以上 = 72.0歳 |
| 7. 40～44歳 = 42.0歳 | |

※スタートを18歳以上とした時→18～19歳=18.5歳。

(5) 大分類の10歳刻みの平均年齢の算出方法は以下の数値を中位数とする。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 12～19歳 = 15.5歳 | 5. 50～59歳 = 54.5歳 |
| 2. 20～29歳 = 24.5歳 | 6. 60～69歳 = 64.5歳 |
| 3. 30～39歳 = 34.5歳 | 7. 70歳以上 = 74.5歳 |
| 4. 40～49歳 = 44.5歳 | |

※スタートを18歳以上とした時→18～19歳=18.5歳。

- (6) 実際の年齢を具体的に聞き、後から該当するカテゴリーに分類することも可。その場合、平均年齢は実年齢をもとに算出する。
- (7) 例えば、年齢分布が平均的な調査対象で、サンプル数が少ない場合は、各カテゴリーのサンプル数が少なくなるほど誤差が大きくなるので、「大分類」を使用した方がよい。
- (8) リポート時には、区分単位の最小、最大を「29歳以下」「60歳以上」と表現してもよい。
- (9) 「性別」「未・既婚」については、選択肢調整の必要がないので特に掲げない。
- (10) 設問の順序については標準化の対象ではないので、調査票の流れの中で設計すること。

平均年齢の試算 (左ページに示した分類の年齢層をすべて調査対象とした場合) (総回答者数はいずれも130人)

- ◆小分類で各カテゴリーにそれぞれ10人ずつの回答があった場合の平均年齢 **42.08歳**
- ◆大分類の場合の平均年齢 **42.35歳**

1—2 学 歴

■質問文 あなたが最終卒業（中退含む）された、あるいは現在在学されている学校は次のどちらですか。

■選択肢

小 分 類	中 分 類	大 分 類
1. 小学校 2. 旧制尋常小学校 3. 旧制国民学校〈初等科〉	⇒ 1. 小学校	⇒ 1. 小学校・中学校
4. 中学校 5. 中等教育学校〈前期課程〉 6. 旧制高等小学校 7. 旧制国民学校〈高等科〉	⇒ 2. 中学校	⇒ 1. 小学校・中学校
8. 高等学校※ 9. 中等教育学校〈後期課程〉 10. 旧制中学校 11. 旧制女学校 12. 旧制高等女学校 13. 旧制実業学校 14. 旧制実業補修学校 15. 旧制青年学校	⇒ 3. 高等学校(旧制中学校)※	⇒ 2. 高等学校(旧制中学校)※
16. 各種学校 17. 専修学校〈一般過程〉 18. 専修学校〈高等過程〉 19. 専修学校〈専門課程〉	⇒ 4. 各種学校・専修学校	⇒ 3. 短大・高専・各種学校・専修学校
20. 高等専門学校 21. 短期大学	⇒ 5. 短大・高専	⇒ 3. 短大・高専・各種学校・専修学校
22. 大学校(防衛大、航空大等) 23. 大学 24. 外国の大学 25. 旧制高等学校 26. 旧制大学予科 27. 旧制(高等)専門学校 28. 旧制実業専門学校	⇒ 6. 大学(旧制高等学校)	⇒ 4. 大学(旧制高等学校)・大学院
29. 大学院 (法科大学院など、専門職大学院を含む)	⇒ 6. 大学(旧制高等学校)	⇒ 4. 大学(旧制高等学校)・大学院

※印は大学入学資格検定合格者を含む

■解説と運用

- (1) 中退は卒業扱いとする。従って、質問の中に必ず『中退含む』の文言を入れること。
- (2) 『卒』の文言は質問によっては入れてもよい。
- (3) 小・中・大分類の様々な組み合わせは可。ただし、まとめる時には上記の分類に従って表現すること。
- (4) 小学校(卒)→小(卒)、中学校(卒)→中(卒)、高等学校(卒)→高(卒)、高等専門学校(卒)→高専(卒)、大学・大学校(卒)→大(卒)と略称で質問することも可。
- (5) 例えば、大学の学部などまで詳しく聞くとときは、上記の大学の選択肢に加えて聞くことは可。

(注) 最近の調査結果では、学歴間で大きな差が見られなくなってきているという。内閣府の調査では現在、学歴に関する質問はほとんどしていない。

1—3 年 収(個人・世帯)

■質問文

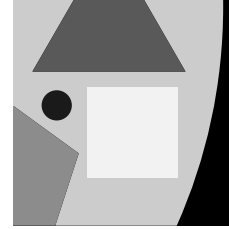
個人年収:あなたの年収(税込み)はどのくらいですか。(年金などを受けている場合やアルバイト、パート、その他の副収入がある場合は、その額も含んだ合計額でお答えください。)

世帯年収:お宅の年収(税込み)は全部でどのくらいですか。ご家族全員の収入(税込み)の合計をお知らせください。(年金、アルバイト、パートなど、その他の副収入も含めてお答えください。)

■選択肢

小 分 類	中 分 類	大 分 類
1. 100万円未満 (50)	⇒ 1. 100万円未満 (50)	⇒ 1. 100万円未満 (50)
2. 100万円~200万円未満 (150)	⇒ 2. 100万円~200万円未満 (150)	⇒ 2. 100万円~300万円未満 (200)
3. 200万円~300万円未満 (250)	⇒ 3. 200万円~300万円未満 (250)	⇒ 2. 100万円~300万円未満 (200)
4. 300万円~400万円未満 (350)	⇒ 4. 300万円~400万円未満 (350)	⇒ 3. 300万円~500万円未満 (400)
5. 400万円~500万円未満 (450)	⇒ 5. 400万円~500万円未満 (450)	⇒ 3. 300万円~500万円未満 (400)
6. 500万円~600万円未満 (550)	⇒ 6. 500万円~600万円未満 (550)	⇒ 4. 500万円~700万円未満 (600)
7. 600万円~700万円未満 (650)	⇒ 7. 600万円~700万円未満 (650)	⇒ 4. 500万円~700万円未満 (600)
8. 700万円~800万円未満 (750)	⇒ 8. 700万円~800万円未満 (750)	⇒ 5. 700万円~1,000万円未満 (850)
9. 800万円~900万円未満 (850)	⇒ 9. 800万円~900万円未満 (850)	⇒ 5. 700万円~1,000万円未満 (850)
10. 900万円~1,000万円未満 (950)	⇒ 10. 900万円~1,000万円未満 (950)	⇒ 5. 700万円~1,000万円未満 (850)
11. 1,000万円~1,100万円未満(1,050)	⇒ 11. 1,000万円~1,200万円未満(1,100)	⇒ 6. 1,000万円~1,500万円未満(1,250)
12. 1,100万円~1,200万円未満(1,150)	⇒ 11. 1,000万円~1,200万円未満(1,100)	⇒ 6. 1,000万円~1,500万円未満(1,250)
13. 1,200万円~1,300万円未満(1,250)	⇒ 12. 1,200万円~1,500万円未満(1,350)	⇒ 6. 1,000万円~1,500万円未満(1,250)
14. 1,300万円~1,400万円未満(1,350)	⇒ 12. 1,200万円~1,500万円未満(1,350)	⇒ 6. 1,000万円~1,500万円未満(1,250)
15. 1,400万円~1,500万円未満(1,450)	⇒ 12. 1,200万円~1,500万円未満(1,350)	⇒ 6. 1,000万円~1,500万円未満(1,250)
16. 1,500万円~2,000万円未満(1,750)	⇒ 13. 1,500万円~2,000万円未満(1,750)	⇒ 7. 1,500万円~3,000万円未満(2,250)
17. 2,000万円~2,500万円未満(2,250)	⇒ 14. 2,000万円~3,000万円未満(2,500)	⇒ 7. 1,500万円~3,000万円未満(2,250)
18. 2,500万円~3,000万円未満(2,750)	⇒ 14. 2,000万円~3,000万円未満(2,500)	⇒ 7. 1,500万円~3,000万円未満(2,250)
19. 3,000万円~4,000万円未満(3,500)	⇒ 15. 3,000万円以上 (3,500)	⇒ 8. 3,000万円以上 (3,750)
20. 4,000万円~5,000万円未満(4,500)	⇒ 15. 3,000万円以上 (3,500)	⇒ 8. 3,000万円以上 (3,750)
21. 5,000万円以上 (5,500)	⇒ 15. 3,000万円以上 (3,500)	⇒ 8. 3,000万円以上 (3,750)
22. 収入なし (0)	⇒ 16. 収入なし (0)	⇒ 9. 収入なし (0)

カッコ内は、各分類の平均年収を算出する際の中位数(単位:万円)



1-4 住居形態

■解説と運用

- (1) 個人、世帯いずれも同じ選択肢を用いる。
- (2) 個人年収の場合は、選択肢の中に必ず『収入なし』のカテゴリーを入れる。
- (3) 最小年収のスタートは100万円未満からとする。最高年収は小分類で5,000万円以上、中・大分類では3,000万円以上とする。
- (4) 選択肢は小・中・大分類のいずれかを選択し、それぞれの分類の混合は認めない(平均値算出の正確性を期すため)。
- (5) 質問の中に必ず『税込み、年金、アルバイト、パート等、その他の副収入も含む』の文言を入れる。
- (6) リポート時には、区分単位の最小、最大を「300万円未満」「1,500万円以上」と表現してもよい。

■質問文

あなたの現在のお住まいをお聞かせください。
(同居の場合は住居保有者あるいは賃貸名義人の住居形態でお答えください。)

■選択肢

	小分類	中分類	大分類
持ち家	1. 一戸建て(土地も所有) 2. 一戸建て(土地は借地)	→ 1. 一戸建て(土地も所有)	→ 1. 一戸建て(土地も所有)
	3. 集合住宅(公社等) 4. 集合住宅(公営)	→ 2. 集合住宅(公社・公営等)	→ 2. 集合住宅
	5. 集合住宅(民間)	→ 3. 集合住宅(民間)	→
	6. その他の持ち家 (テラスハウス・連棟式など)	→ 4. その他の持ち家 (テラスハウス・連棟式など)	→
賃貸	7. 一戸建て	→ 5. 一戸建て	→ 3. 一戸建て
	8. 集合住宅(公社等) 9. 集合住宅(公営)	→ 6. 集合住宅(公社・公営等)	→ 4. 集合住宅
	10. アパート(民間) 11. マンション(民間)	→ 7. 集合住宅(民間)	→
	12. 社宅・寮 13. 官公舎	→ 8. 社宅・寮・官公舎	→ 5. 社宅・寮・官公舎
	14. 間借り 15. 下宿	→ 9. 間借り・下宿	→ 6. 間借り・下宿

■解説と運用

- (1) 小・中・大分類の様々な組み合わせは可。ただし、まとめる時には上記の分類に従って表現すること。

平均年収(個人)の試算 (総回答者数はいずれも220人)

- ◆小分類で各カテゴリーにそれぞれ10人ずつの回答があった場合の平均年収 **1431.82**万円
- ◆中分類の場合の平均年収 **1295.45**万円
- ◆大分類の場合の平均年収 **1329.55**万円

1-5 職業

■質問文 あなたのご職業は、次のどれにあたりますか。

■選択肢

① 就業形態

1. 勤めている (a=正社員・正職員、b=嘱託・契約・派遣等、c=パート・アルバイト、いずれかを選んでください)
2. 自分で経営している
3. 専業主婦(夫)
4. 学生
5. 無職
6. その他

② 職種

小分類	説明	大分類
1 農業従事者	農耕、養蚕、畜産、造園作業者	1 農林漁業
2 水産・漁業従事者	漁業・水産業作業、漁船の船長・航海士	
3 林業従事者		
4 小売・サービス店主、家族従業員	食料品店、日用品店、電気店、書店、クリーニング店、理・美容院等の自営者	2 商工自営業
5 飲食店主、家族従業員		
6 その他の店舗型自営者	卸売店主、旅館・ホテルの経営者等	
7 小規模工場自営	印刷・製造など小規模工場、自動車整備工場等の自営者	
8 自営職人	大工、左官、とび職、表具師、貴金属・宝石等の細工師、家具師などの自営者	
9 その他の非店舗型自営者	輸送(引越など)業、水道・ガス修理業、賃貸アパート経営、不動産仲介業、個人タクシー等の自営者	
10 開業医・医療分野自営者	開業医、自営の鍼灸師、助産師、カウンセラー等	3 自由業
11 教育関連自営者	塾・茶・花・舞踊・編物などの教授等	
12 情報処理関連自営者	プログラマー、WEB作成・管理等	
13 法務関連自営者	弁護士、司法書士等	
14 会計・経営関連自営者	公認会計士、税理士等	
15 設計関連自営者	個人事務所の建築家、インダストリアルデザイナー等	
16 芸術・芸能・スポーツ・宗教・デザイン関連自営者	芸術家、音楽家、写真家、華道家、俳優・タレント、モデル等 プロスポーツ選手、グラフィックデザイナー、ファッションデザイナー等	
17 編集・著述関連自営者	作家、漫画家、フリーの編集者・ライター等	
18 その他の自由業	翻訳家、個人投資家等	
19 公務関係の管理職	国・地方公共団体の課長相当以上の公務員、議員、佐官、警視、消防司令、教頭(副校長)、駅長、大使、公使等	4 管理職
20 企業・団体の管理職	会社・団体の課長相当以上、私立学校の教頭(副校長)以上、機長、船長等	
21 医療・福祉関係専門職	病院勤務医師、看護師等	5 専門・技術職
22 教育関係専門職	教員、教諭、教授、准教授、予備校講師等	
23 情報処理関連専門職	プログラマー、SE等	

小分類	説明	大分類
24 法務関連専門職	検察官、裁判官、弁護士等	5 専門・技術職
25 経営・経済関連専門職	公認会計士、税理士、不動産鑑定士、ファンドマネージャー等	
26 基礎化(科)学など技術研究職	建築家、研究所研究員、電気・土木・金属・造船技術者等	
27 デザイン関連専門職	デザイナー、インテリアコーディネーター、カメラマン等	
28 編集・出版関連専門職	コピーライター、編集者、記者、アニメーター等	
29 その他の専門職	通訳、学芸員等	6 事務職
30 公務関係の事務職	国・地方公共団体の事務職、国公立学校の事務職員、事務系警察官等	
31 会社・団体の一般事務職	企画・マーケティング・宣伝・資材・購買・経営企画・事業開発・経理・総務・人事等の一般職員(課長相当以上は「管理職」)	
32 会社・団体の営業・販売職	営業・代理店営業・渉外等の一般職員(課長相当以上は「管理職」)	
33 オペレーター等	タイピスト、キーパンチャー、電話オペレーター、コンピューターオペレーター等	7 労務・サービス職
34 その他の事務職	アシスタント、受付、秘書、NGO職員・NPO職員等	
35 鉱工業・製造業関連の労務職		
36 建設・土木、機械整備・修理関連の労務職		
37 電気・ガス・水道・エネルギー関連の労務職		
38 運輸・倉庫業関連従業員	運転手、配達員、船員、倉庫管理人等	
39 職人(勤めている人)		
40 環境整備業関連従業員	清掃、廃棄物処理作業の従事者等	
41 商業関連従業員	小売店、卸売店、飲食店、旅館、新聞販売所の従業員等	7 労務・サービス職
42 保安・管理的サービス関連従業員	管理人、警備員等	
43 公務関連の保安職	外勤巡査、下士官以下の自衛官、消防士、公営鉄道の駅員等	
44 その他サービス関連従業員	集金人、家政婦(夫)、客室乗務員等	

■解説と運用

(1) 職業の定義

職業分類でいう“職業”とは、個人が継続的に行い、かつ、収入を伴う仕事のことである。収入を伴う仕事とは、現金、現物または名目のいかんを問わず賃金、給料、利潤、その他の報酬を伴うか、収入を得ることを目標とする社会的に有用な仕事のことを指す。仕事をしないでも収入のある場合は、職業に従事していることにはならない。

(2) 分類の適用単位と基準

職業分類を適用する単位は個人である。本職業分類は、内閣府の世論調査で使用されている職業分類を大分類とし、大分類の職業名の一部を現状に即して改めたうえで、それに該当する具体的な職業を小分類に配したものである。ただし、「専門・技術職」は、内閣府の世論調査で定義されているものよりも広い職域をカバーしている。

(3) 調査方法・調査に際して

1. まず就業形態(p16の①)を尋ねる。次に職種(p16の②)の質問に入り、分類表の選択肢を提示する。職業分類は、データを使う目的によって基準が異なるケースが多く、2段階で調査することが不明朗な答えを排除する基本である。就業形態と職種は、「Q」と「SQ(サブクエスチョン)」の関係であり、回答者数が不一致になることはない。

また、2段階で調査した後に確認のため改めて具体的な職業(種)名を尋ねるという手法もある。

なお、就業形態について詳しいデータが必要ない場合は、就業形態の一部を職種の選択肢に加えて、1回で尋ねてもよい(p20参照)。

2. 調査を実施する場合は、具体的な職種が分かる職種リストを添付する(p19、20参照)。

(4) 調査上の注意

1. 個人が複数の仕事に従事している場合は、次の原則によって分類し決定する。

A) 二つ以上の勤務先で異なる分類項目に該当する仕事に従事している場合

① 就業時間の最も長い仕事

② ①で決定しがたい場合は、より収入の多い仕事

③ ①および②でも決定しがたい場合は、調査時点に直近の仕事

B) 一つの勤務先で異なる分類項目に該当する仕事に従事している場合

① 就業時間の最も長い仕事

② ①で決定しがたい場合は、調査時点に直近の仕事

2. 分類項目の順序は、実施社独自に設定してよい。例えば「5. 専門・技術職」を「1. 専門・技術職」にするなど。

■職業の設問例-1

【「就業形態」「職種」を2段階で尋ねる場合】

Q1. あなたのご職業はどれにあたりますか。(○は1つ)

- 1 勤めている(正社員・正職員)
- 2 勤めている(嘱託・契約・派遣等)
- 3 勤めている(パート・アルバイト)
- 4 自分で経営している(家族従業者も含む)
- 5 専業主婦(夫)
- 6 学生
- 7 無職
- 8 その他(具体的に: _____)

(Q1.で「1」～「4」の方に)

SQ.あなたのお仕事を以下のように分けると、どれにあたりますか。(○は1つ)

1 農林漁業

農林漁業従事者および家族従業者

2 商工自営業

店主(小売・卸売・飲食店・サービス店の経営者)および家族従業者、小規模工場の経営者、自営職人

3 自由業

開業医、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、茶・花・舞踊などの教授、芸術家、俳優・タレント、モデル、個人事務所の建築家・デザイナー、プロスポーツ選手、作家、評論家、漫画家、フリーライター など

4 管理職

公務員の課長相当以上などの役職者、国会・地方議会議員、佐官、警視、消防司令、駅長、大使・公使、会社・団体の経営者・課長以上などの役職者、学校の教頭(副校長)以上、機長、船長 など

5 専門・技術職

病院勤務医師、看護師、薬剤師、歯科技工士、社会福祉士、栄養士、介護士、大学・高校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校・各種学校などの教員、予備校・塾の講師、裁判官、検察官、プログラマー・SEなどの情報処理専門職、建築・設計・デザイン専門職、化(科)学・食品などの研究所研究員、電気・機械・築・造船

などの技術者、社会保険労務士、証券アナリスト、ファンドマネジャー、不動産鑑定士、編集者、新聞記者、学芸員、司書 など

6 事務職

国・地方公共団体の一般事務職、国立学校の事務職員、会社・団体の一般事務・営業職、受付、秘書、私立学校の事務職員、タイピスト、キーパンチャー、オペレーター など

7 労務・サービス職

採鉱・採掘・食品・鉄鋼・機械・化学関連の製造その他の作業従事者、建設・土木・組立・整備・修理・塗装作業従事者、発電所・ガス製造・上下水道関連の整備・修理・保安その他の作業従事者、運転手、配達員、船員、倉庫管理人、勤めている職人(大工、左官、とび職、表具師、細工師、家具師など)、清掃・運搬・産業廃棄物処理関連の従事者、店員・販売員(小売店・卸売店・飲食店・サービス店)、旅館・ホテルの従業員、管理人、警備員、外勤巡査、下士官以下の自衛官、消防士、駅員、集金人、家政婦(夫)、理容師・美容師(自営を除く)、ツアー添乗員、客室乗務員 など

(注)「自由業」とは、医療分野、教育関連、情報処理関連、法務関連、会計・経営関連、建設関連、芸術・芸能・スポーツ・宗教・デザイン関連、編集・著述関連などの仕事に従事する自営者を指します。

■職業の設問例-2

【「就業形態」「職種」をあわせて1回で尋ねる場合】

Q.あなたのご職業はどれにあたりますか。(○は1つ)

- 1 農林漁業
農林漁業従事者および家族従業者
- 2 商工自営業
店主(小売・卸売・飲食店・サービス店の経営者)および家族従業員、小規模工場の経営者、自営職人
- 3 自由業
開業医、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、茶・花・舞踊などの教授、芸術家、俳優・タレント、モデル、個人事務所の建築家・デザイナー、プロスポーツ選手、作家、評論家、漫画家、フリーライター など
- 4 管理職
公務員の課長相当以上などの役職者、国会・地方議会議員、佐官、警視、消防司令、駅長、大使・公使、会社・団体の経営者・課長以上などの役職者、学校の教頭(副校長)以上、機長、船長 など
- 5 専門・技術職
病院勤務医師、看護師、薬剤師、歯科技工士、社会福祉士、栄養士、介護士、大学・高校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校・各種学校などの教員、予備校・塾の講師、裁判官、検察官、プログラマー・SEなどの情報処理専門職、建築・設計・デザイン専門職、化(科)学・食品などの研究所研究員、電気・機械・建築・造船などの技術者、社会保険労務士、証券アナリスト、ファンドマネジャー、不動産鑑定士、編集者、新聞記者、学芸員、司書 など
- 6 事務職
国・地方公共団体の一般事務職、国公立学校の事務職員、会社・団体の一般事務・営業職、受付、秘書、私立学校の事務職員、タイピスト、キーパンチャー、オペレーター など

- 7 労務・サービス職
採鉱・採掘・食品・鉄鋼・機械・化学関連の製造その他の作業従事者、建設・土木・組立・整備・修理・塗装作業従事者、発電所・ガス製造・上下水道関連の整備・修理・保安その他の作業従事者、運転手、配達員、船員、倉庫管理人、勤めている職人(大工、左官、とび職、表具師、細工師、家具師など)、清掃・運搬・産業廃棄物処理関連の従事者、店員・販売員(小売店・卸売店・飲食店・サービス店)、旅館・ホテルの従業員、管理人、警備員、外勤巡查、下士官以下の自衛官、消防士、駅員、集金人、家政婦(夫)、理容師・美容師(自営を除く)、ツアー添乗員、客室乗務員 など

8 専業主婦(夫)

9 学生

10 無職

11 その他(具体的に:)

(注)「自由業」とは、医療分野、教育関連、情報処理関連、法務関連、会計・経営関連、建設関連、芸術・芸能・スポーツ・宗教・デザイン関連、編集・著述関連などの仕事に従事する自営者を指します。

読者特性の調査票例(フェースシート)

この質問票は、本分類基準(読者特性関連)を分かりやすくするために作られたモデルです。

【18歳以上69歳以下の男女個人を対象とする調査の場合】

最後にあなた自身のことについておうかがいします。

F1 ※あなたの性別は。

1. 男性
2. 女性

F2 あなたの満年齢をお知らせください。(分類基準・小分類)

- | | | |
|-----------|-----------|------------|
| 1. 18～19歳 | 5. 35～39歳 | 9. 55～59歳 |
| 2. 20～24歳 | 6. 40～44歳 | 10. 60～64歳 |
| 3. 25～29歳 | 7. 45～49歳 | 11. 65～69歳 |
| 4. 30～34歳 | 8. 50～54歳 | |

F3 ※あなたは結婚されていますか。

1. 既婚(離婚・死別を含む)
2. 未婚

F4-1 あなたのご職業は次のどれにあたりますか。

1. 勤めている(a=正社員・正職員 b=嘱託・契約・派遣等 c=パート・アルバイト いずれかを選んでください)
 2. 自分で経営している
 3. 専業主婦(夫)
 4. 学生
 5. 無職
 6. その他
- F4-2へ
- F5へ

(F4-1で「1～2」とお答えの方に)

F4-2 あなたの職業を、職種リストを参考に具体的にお知らせください。(分類基準・大分類)

- | | |
|----------|-------------|
| 1. 農林漁業 | 5. 専門・技術職 |
| 2. 商工自営業 | 6. 事務職 |
| 3. 自由業 | 7. 労務・サービス職 |
| 4. 管理職 | |

→『分類基準』19ページ-SQの職業分類を示す

(すべての方に)

F5 あなたが最終卒業(中退を含む)された、あるいは現在在学されている学校は次のどちらですか。

(分類基準・大分類)

1. 小学校・中学校
2. 高等学校(旧制中学校)
3. 短大・高専・各種学校・専修学校
4. 大学(旧制高等学校)・大学院

次ページへ続く ▶

2 — 1 日付を指定しない新聞接触調査

新聞閲読時間

■質問文 (代表的な質問例)

あなたはふだん新聞をどのくらいの時間お読みになりますか(または、「あなたは昨日、新聞をどのくらいの時間お読みになりましたか」)。

通勤時間・通学の行き帰りや職場・学校などで読む時間も合計した1日当たりの時間でお答えください(または、「『自宅』+『通勤・通学の行き帰り』+『職場・学校など』の1日当たりの合計時間でお答えください」)。

■選択肢

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1. 10分未満 | 6. 50分～1時間未満 |
| 2. 10分～20分未満 | 7. 1時間～1時間30分未満 |
| 3. 20分～30分未満 | 8. 1時間30分以上 |
| 4. 30分～40分未満 | 9. 新聞は読まない |
| 5. 40分～50分未満 | |

■解説と運用

- (1) 分類はこの1種類だけとする。
- (2) 最小時間のスタートは10分未満から、最高時間は1時間30分以上とする。
- (3) 『新聞は読まない』の選択肢は、閲読程度など他の質問で聞いていない場合には必ず入れること。
- (4) 「平日」と「休日」、または「朝刊」と「夕刊」に分けて聞くことも可。特定の日付を指定して聞くことも可能。
- (5) 特定の新聞を対象にして新聞閲読時間を調べることも可。その場合は、質問文中に新聞名を明記すること。
- (6) 「調査対象者(全員)」または「閲読者」のどちらをベースに集計してもよい(「調査対象者」は報告時には「一般生活者」という言葉で表すことができる)。ただし(平均)閲読時間を示す際には、何をベースにしたかを必ず明記すること。また、いずれのベースを採用する場合も、指標の名称は「新聞閲読時間」で統一する。
- (7) 平均時間の算出方法は以下の数値を中位数とする。

- | | | | |
|--------------|---------|-----------------|----------|
| 1. 10分未満 | (5.0分) | 6. 50分～1時間未満 | (55.0分) |
| 2. 10分～20分未満 | (15.0分) | 7. 1時間～1時間30分未満 | (75.0分) |
| 3. 20分～30分未満 | (25.0分) | 8. 1時間30分以上 | (105.0分) |
| 4. 30分～40分未満 | (35.0分) | 9. 新聞は読まない | (0分) |
| 5. 40分～50分未満 | (45.0分) | | |

『新聞は読まない』(0分)を含めるのは、「調査対象者(全員)」ベースで集計する場合のみ。
「閲読者」ベースで集計する場合は『10分未満』～『1時間30分以上』と回答した人の合計が分母となる。

●日付を指定しないで新聞の閲読頻度や閲読程度を聞く指標には、以下のようなものがあります。

参考

—— 例1 ——

質問文

あなたは日ごろ、新聞(〇〇新聞)をどの程度お読みになっていますか。

選択肢

1. 毎日必ず読んでいる
2. ほとんど毎日読んでいる
3. たまに読んでいる
4. ほとんど読んでいない
5. まったく読んでいない

—— 例2 ——

質問文

あなたはふだん、新聞(〇〇新聞)をどの程度お読みになっていますか。

選択肢

1. 毎日読んでいる
2. 週に5～6日読んでいる
3. 週に3～4日読んでいる
4. 週に1～2日読んでいる
5. それ以下
6. 読んでいない

これらの指標は新聞の日付を指定せずに聞くので、分母はいずれも有効サンプル総数になり、新聞閲読率、面別接触率、広告注目率などの日付を指定して聞く場合の指標とは分母が異なります。

2-2 日付を指定した新聞接触調査

日付を指定した新聞接触調査には、次の2種類があります。
それぞれの調査の流れは以下のとおりです。

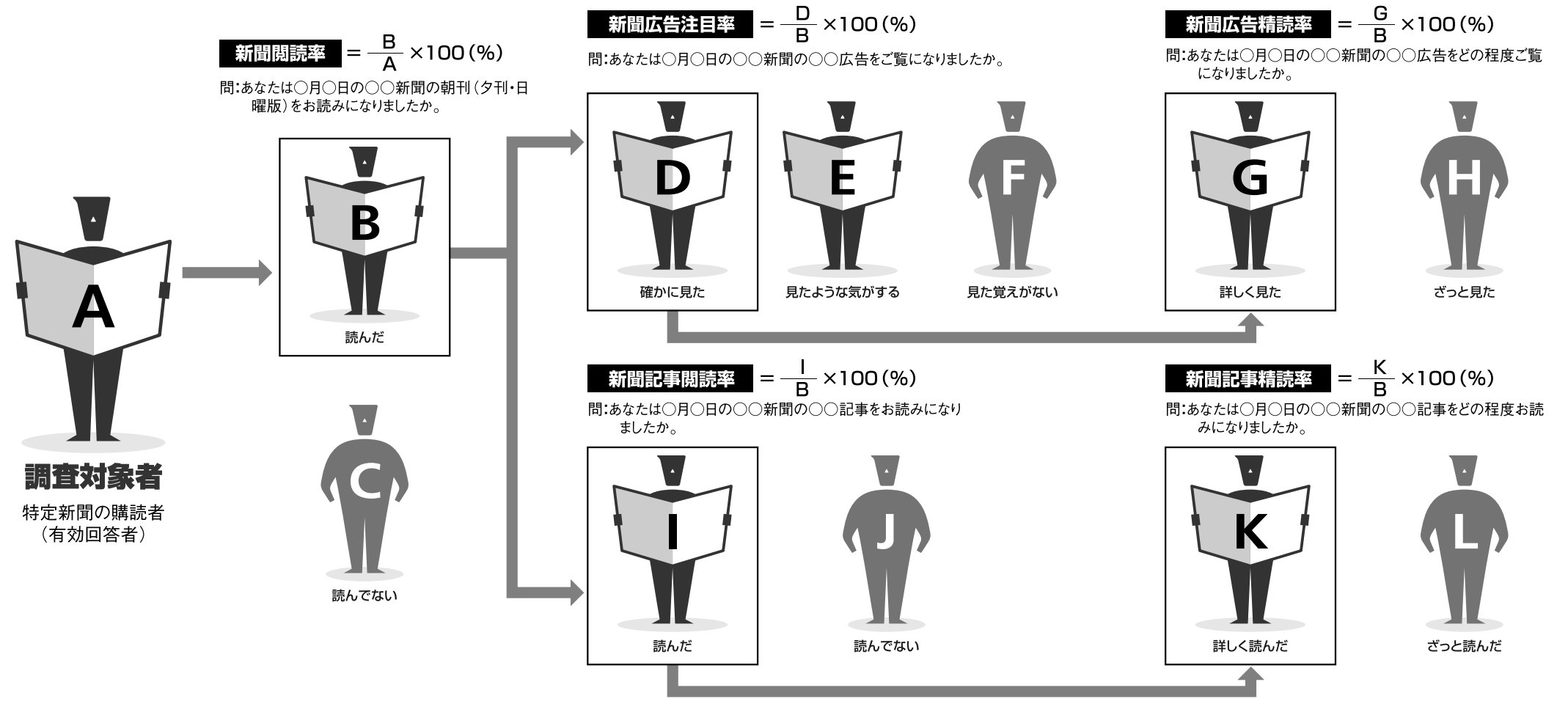
新聞読、広告・記事の注目、精読の調査手順

【調査の条件】

- ・どこかのタイミングで調査対象とする紙面の保有を尋ね、該当紙面が手元にない場合は調査を終了すること。とくに新聞広告注目率、広告精読率、記事精読率は該当紙面を見ながら回答する再認法で行うこと。
- ・調査は、掲載日当日から翌日までに終了すること。

【調査の特徴】

- ・新聞広告注目率は長らく業界の標準として使われ、定着している指標です。
- ・新聞を読んだ人のうち、どのくらいの人が特定の広告を見たのがこれでわかります。
- ・新聞広告注目率については、「確かに見た」人だけが分子となります。「確かに見た」に加えて「見たような気がする」と答えた人も「広告を見た人」とする際は $(\frac{D+E}{B} \times 100\%)$ 、広告注目率と異なるものである旨を明記したうえでデータを示すことも可能です。ただし、その場合でも内訳は明らかにしておく必要があります。
- ・広告と同様の基準で記事についても調べることができるのが特徴です。



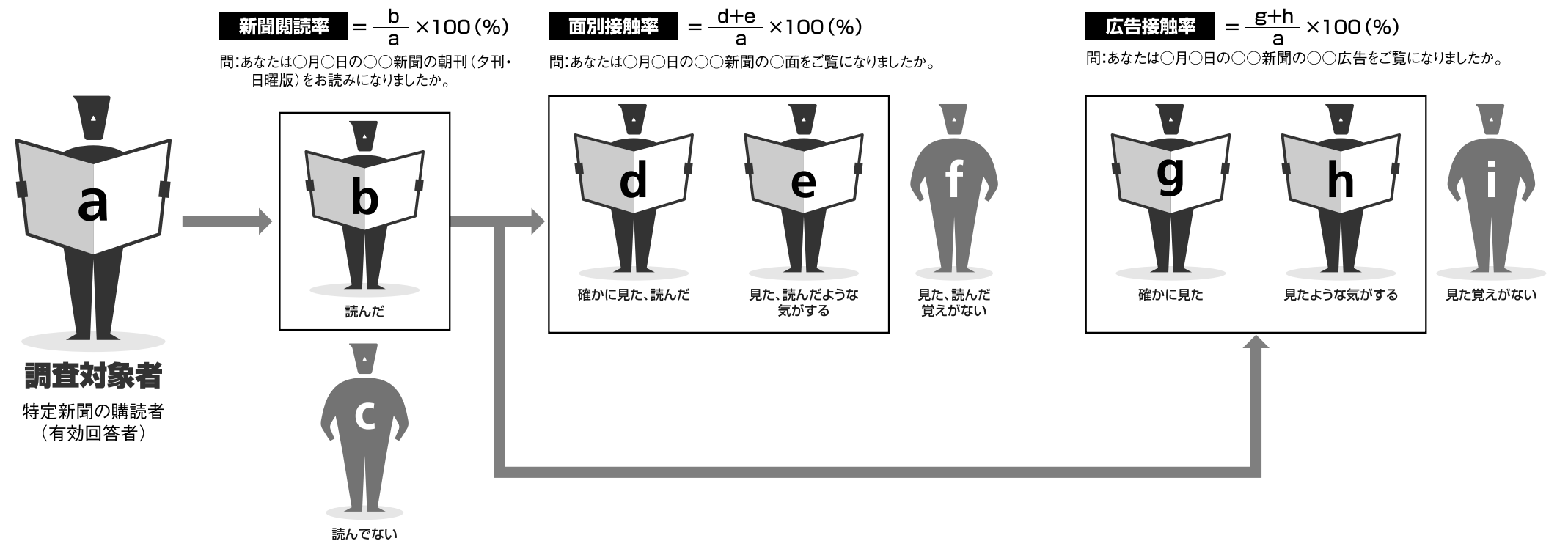
新聞読、面別接触、広告接触の調査手順

【調査の条件】

- ・どこかのタイミングで調査対象とする紙面の保有を尋ね、該当紙面が手元にない場合は調査を終了すること。とくに面別接触率、広告接触率は該当紙面を見ながら回答する再認法で行うこと。
- ・調査は、掲載日当日から翌日までに終了すること。

【調査の特徴】

- ・新聞読率と広告注目率の間の指標である面別接触率を含んだパターンです。
- ・購読者のうち、どのくらいの人が特定の面および広告に接したのがこれでわかります。
- ・3つの指標がいずれも同じ分母になっていて、比較できるのが特徴です。
- ・広告と同様の基準で記事についても調べることができるのが特徴です。



日付を指定した新聞接触調査項目の定義と算出方法

【調査の条件】

- ・どこかのタイミングで調査対象とする紙面の保有を尋ね、該当紙面が手元にない場合は調査を終了すること。とくに新聞広告注目率、広告精読率、記事閲読率、記事精読率、面別接触率、広告接触率は該当紙面を見ながら回答する再認法で行うこと。
- ・調査は、掲載日当日から翌日までに終了すること。A~K、a~hは p26~27の図中の記号と対応しています。

新聞閲読率 特定新聞の購読者に対してその新聞を読んだ人の比率

$$\text{新聞閲読率} = \frac{\text{その新聞を読んだ人}}{\text{特定新聞が到達している人}} \times 100(\%) = \frac{B}{A} \times 100(\%) = \frac{b}{a} \times 100(\%)$$

新聞広告注目率 新聞閲読者の中で、当該広告を「確かに見た」と答えた人の比率

$$\text{新聞広告注目率} = \frac{\text{当該広告を「確かに見た」人}}{\text{特定新聞を読んだ人}} \times 100(\%) = \frac{D}{B} \times 100(\%)$$

新聞広告精読率 当該広告を「確かに見た」人に、さらに「詳しく見た」「ざっと見た」の別を質問し、新聞閲読者に対して「詳しく見た」と答えた人の比率

$$\text{新聞広告精読率} = \frac{\text{当該広告を「詳しく見た」人}}{\text{特定新聞を読んだ人}} \times 100(\%) = \frac{G}{B} \times 100(\%)$$

新聞記事閲読率 新聞閲読者の中で、当該記事を「読んだ」と答えた人の比率

$$\text{新聞記事閲読率} = \frac{\text{当該記事を「読んだ」人}}{\text{特定新聞を読んだ人}} \times 100(\%) = \frac{I}{B} \times 100(\%)$$

新聞記事精読率 当該記事を「読んだ」人に、さらに「詳しく読んだ」「ざっと読んだ」の別の質問をし、新聞閲読者に対して「詳しく読んだ」と答えた人の比率

$$\text{新聞記事精読率} = \frac{\text{当該記事を「詳しく読んだ」人}}{\text{特定新聞を読んだ人}} \times 100(\%) = \frac{K}{B} \times 100(\%)$$

面別接触率 特定新聞の購読者に対して当該面を「確かに見た、読んだ」「見た、読んだような気がする」と答えた人の比率

$$\text{面別接触率} = \frac{\text{当該面を「確かに見た、読んだ」+「見た、読んだような気がする」人}}{\text{特定新聞が到達している人}} \times 100(\%) = \frac{d+e}{a} \times 100(\%)$$

広告接触率 特定新聞の購読者に対して当該広告を「確かに見た」「見たような気がする」と答えた人の比率

$$\text{広告接触率} = \frac{\text{当該広告を「確かに見た」+「見たような気がする」人}}{\text{特定新聞が到達している人}} \times 100(\%) = \frac{g+h}{a} \times 100(\%)$$

改訂履歴

1995年 5月	『広告調査分類基準——日本新聞協会方式』Ver1.0(A4判、56ページ)発行。
同 8月	外部向けに『新聞広告の調査分類基準(日本新聞協会方式) 共通言語で語る新聞広告データ』(A4判、20ページ)発行。「第3章(新聞<新聞広告> 閲読時間、閲読程度、注目率、精読率関連)」の文言を一部改めた。
1996年 3月	「分類基準」に寄せられた疑問点等の代表的なものに解説を加えて、『「広告調査分類基準」Q&A集』を発行。 選択肢の変更:第2章のうち「年齢」 日本においては新聞が世帯商品であるという特性から、世帯調査についてのみ、70歳以上の世帯主が出現した際に、小分類、大分類にそれぞれ「70歳以上」の κατηγοリーを追加して表現することを可とした。一般個人調査については、現在のまま「69歳まで」とする。
1999年 4月	再発行版として『広告調査分類基準——日本新聞協会方式』Ver1.1を発行。 (個々の改訂箇所は、以下のとおり) 全体の構成に関して ・冒頭に、使用規約を記し、『広告調査分類基準』の位置づけを明確にした。 ・それぞれの項目の構成を、「質問」「選択肢」「解説と運用」とし、「解説と運用」では、96年発行の『Q&A集』の一部を反映した内容に改めた。 ・旧「第2章(読者特性関連)」を第1部に、同じく「第3章(新聞<新聞広告> 閲読時間、閲読程度、注目率、精読率関連)」を第2部に改めた。 ・旧「第4章(指標、用語の統一解釈と調査関係用語解説)」は、調査用語辞典等が複数市販されていることもあり、割愛した。 選択肢の変更:第1部のうち「職業」 1999年4月1日より男女雇用機会均等法が改正・施行されたこともあり、本「分類基準」では、使用規約の付則に照らし性差を含む差別的表現を改めた。 例 看護婦→看護婦(士)、保母・保父→保育士、専業主婦→専業主婦(夫)
2003年10月	改訂版として『広告調査分類基準——日本新聞協会方式』Ver2.0を発行 (個々の改訂箇所は、以下のとおり) 全体に関して 総則に「各社は本分類基準の順守に努めなければならないが、これは各社個別の指標開発を妨げるものではない。分類基準に類似する指標を新たに検討する際には、当該社は、新聞協会広告委員会に報告する。広告委員会は総則1をふまえこれを検討する」を追加。 第1部 「年齢」 ・調査対象年齢の範囲を「12~69歳」から「20~69歳」に変更、範囲外の年齢層の調査については各社の自由とすることとした(「70歳以上」の選択肢は、世帯調査についてのみ可。)を削除。 ・調査対象者に実年齢を尋ね、後から該当するカテゴリーに分類することも可とし、その場合の平均年齢の算出方法についても記した。 「学歴」 ・改訂時の年齢の上限や現在の学校制度と照らし、各選択肢を見直した。 ・「小・中分類の様々な組み合わせは可」→「小・中・大分類の様々な組み合わせは可」 「年収」 ・大分類「3,000万円以上」の平均を算出する際の中位数を3,500万円→3,750万円に変更。 ・「質問文」などにあった「仕送り」についての記述は削除し、特に言及しないこととした。

- 2003年10月 「住居形態」
- ・建物の形態について尋ねた設問であることを明確にするため、集合住宅関連の選択肢から「分譲」「賃貸」の字句を削除。
例「公団・公社の集合住宅」→「集合住宅(公団・公社)」 「民間の賃貸マンション」→「マンション(民間)」
 - ・「小・中分類の様々な組み合わせは可」→「小・中・大分類の様々な組み合わせは可」
- 「職業」
- ・就業形態の選択肢の一部(「専業主婦」「学生」「無職」「その他」と、職種を選択肢をあわせて1回で聞くことも可とした。
 - ・「就業形態」の質問から「職種」の質問に進む際の案内を削除。
 - ・就業形態の選択肢から「自由業」を削除。
 - ・職種の大分類を内閣府・世論調査の職業分類に準拠。ただし「専門・技術職」の範囲についてはこれまでの「分類基準」を経過措置として継続。

第2部

最終ページに広告反響、広告接触後の行動などに関する調査の質問例を追加。

新聞閲読時間

- ・集計のベースを明記すれば“調査対象者(全員)” “閲読者”のどちらをベースに集計してもよいこととした。
日付を指定しない新聞接触調査
- ・「新聞の閲読程度」「新聞広告の注目程度」は、本分類基準で規定する指標としては削除。閲読の頻度や程度を調査する場合の「設問例」を示した。

日付を指定した新聞接触調査

- ・これまでの「新聞閲読率→新聞記事閲読率あるいは新聞広告注目率」という考え方に加え、「新聞閲読率→面別接触率→広告接触率」という考え方を取り入れ、両者を「異なる二つの考え方」として並列に扱う。
- ・調査方法の例示を追加。
- ・「紙面保有」を尋ねる場面を一連の調査手続きからはずし、「条件」とした。

2008年 4月 改訂版として『広告調査分類基準——日本新聞協会方式』Ver.2.1を発行(個々の改訂箇所は、以下のとおり)

使用規約

1 総則

- ・2005年4月の個人情報保護法全面施行に伴い、付則を「調査にあたっては、個人情報保護法にのっとり、調査対象者の権利を守るとともに、特にプライバシーや人権に十分配慮した調査票の作成および実査、データの保護を行わなければならない」とした。(下線部分が加筆箇所)

2 調査概要の明記

- 1.自社で企画・設計・実施した標本調査の公表
 - ・(3)サンプリング方法(対象者抽出法)の例に「エリアサンプリング」を追加した。
 - ・(4)調査方法の例に「インターネット調査」を追加した。
- 2.応募ハガキの集計結果の公表
 - ・「カギ付き広告」を分かりやすく説明するため、「懸賞・クイズ・アンケート等の付いた広告」とした。
 - ・第7項として「集計したデータを公表することについて了解をとっている旨」を追加した。

第1部 読者特性関連

1-1 年齢(年代)

- ・「**■**選択肢」の20～69歳に記載されていた「必ず調査対象にする年齢層」との文言を削除した。これに伴い、「**■**解説と運用」の「(1)『20～69歳』は必ず調査の対象とすること。その上下の年齢層を対象とするかどうかについては実施社の自由とする」は、「(1)どの年齢層を対象とするかは実施社の自由とする」とした。

- 2008年 4月 1-2 学歴
- ・「**■**選択肢」の小分類「29.大学院」に、「法科大学院など、専門職大学院を含む」との文言をかつて書きで加えた。また、「**■**解説と運用」に注釈として「最近の調査結果では、学歴間で大きな差が見られなくなっているという。内閣府の調査では現在、学歴に関する質問はほとんどしていない」を追加した。

1-4 住居形態

- ・「公団」という名称が「UR都市機構」に改称されたため、「**■**選択肢」の小分類のうち「集合住宅(公団・公社)」を「集合住宅(公社等)」に、中分類のうち「集合住宅(公団・公社・公営)」を「集合住宅(公社・公営等)」にそれぞれ改めた。

1-5 職業

- ・「**■**選択肢」の①就業形態について、就業形態の多様化に伴い、「1.勤めている」を「a=常勤、b=パート・アルバイト」の二つだけに分類することが難しくなってきたことから、aの「常勤」を「正社員・正職員」に改めるとともに、新たにbとして「嘱託・契約・派遣等」を加え、「パート・アルバイト」をcとした。
- ・「**■**選択肢」の②職種について、大分類2を「商工サービス業」から「商工自営業」に、大分類7を「労務職」から「労務・サービス職」に、それぞれ現状に即して改めた。また、小分類44「その他サービス関連従業員」に分類していた「モデル」を小分類16「芸術・芸能・スポーツ・宗教・デザイン関連自営者」に含めたほか、小分類18「その他の自由業」に「個人投資家」を、小分類34「その他の事務職」に「NGO職員・NPO職員」を、小分類41「商業関連従業員」に「新聞販売所の従業員」をそれぞれ加えた。さらに、法改正などに伴い、「助教授」は「准教授」に、「教頭」は「教頭(副校長)」に改めた。
- ・以上の加筆・修正に伴い、「**■**解説と運用」「**■**職業の設問例—1」「**■**職業の設問例—2」の当該箇所を改めた。

読者特性の調査票例(フェースシート)

- ・上記の「1-4 住居形態」「1-5 職業」の加筆・修正に伴い、当該箇所を改めた。

第2部 新聞接触関連

2-2 日付を指定した新聞接触調査

- ・「新聞広告精読率」と「新聞記事精読率」にかつて書きで記載していた「任意」との表現を削除した。
- ・時代にそぐわない部分があることなどから、参考として記載していた「日付を指定した新聞接触調査の方法(「1.モニター調査の場合」「2.モニターを持たない電話調査の場合)」を削除した。

2-3 広告反響、広告接触後の行動などに関する調査

- ・時代にそぐわない部分があることなどから削除した。

広告委員会 広告調査部会

日本新聞協会『広告調査分類基準』Ver 2.1

2008年4月

社団法人日本新聞協会 広告委員会

〒100-8543 東京都千代田区千代田2-2-1 日本プレスセンタービル7F
TEL 03-3591-4407(広告担当)

「新聞広告データアーカイブ」(<http://www.pressnet.or.jp/adarc/>)

*調査結果を掲載した媒体資料などは、今後の広告調査部会の活動の参考とさせていただきますので、新聞協会広告担当あてに1部お送りくださるようお願いいたします。